

石川県公報

令和5年10月27日

第13654号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定	(森林管理課) 1
○一般国道の供用の開始	(道路整備課) 2
○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 2

公 告	
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 3
○令和5年度毒物劇物取扱者試験公告	(薬事衛生課) 4
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課) 5

○公共測量実施公告	(監理課) 5
○都市計画事業の認可に係る公告	(都市計画課) 5
○入札公告	(警察本部) 6

選挙管理委員会	
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	7
○政治団体の解散の届出の公表	8
○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	8

告 示

石川県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
能登町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
能登町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
名所または旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第408号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
415号	羽咋市神子原町い58番地先から 羽咋市神子原町口8番2地先まで	令和5年10月28日	羽咋土木事務所維持管理課
	羽咋市中川町ル94番1地先から 羽咋市福水町ろ20番1地先まで		

石川県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和5年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	415号	羽咋市神子原町い58番地先から 羽咋市神子原町口8番2地先まで	羽咋土木事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年10月28日

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
木 屋 光 博	県内全域	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 公立穴水総合病院
木 戸 美 織	〃	七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック
大 黒 正 志	〃	七尾市石崎町タ部13番地1 医療法人社団和泉会 さはらファミリークリニック
桑 田 紗 希	〃	〃
藤 井 大 志	〃	〃
金 了 資	〃	〃
永 吉 靖 弘	〃	〃
爲 澤 帆 純	〃	〃
新 傳 悠 希	〃	〃
本 山 翔 太	〃	〃
丸 山 香 李	〃	〃
田 中 大 貴	〃	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院
石 崎 浩 文	〃	野々市市扇が丘7番1号 金沢工業大学扇が丘診療所

2 A類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
岩 波 太 志	県内全域	金沢市下石引町1番1号 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター
太 田 和 秀	〃	〃
井 上 巳 香	〃	〃
岩 崎 茜	〃	〃
中 農 万 里	〃	〃
小 幡 美 智	〃	〃

脇坂晃子	〃	〃
東馬智子	〃	〃
笠原理愛	〃	〃
福田隆文	〃	〃
酒詰忍	〃	〃
田崎優子	〃	〃
石丸美保	〃	〃
野島俊二	〃	〃

3 B類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予防接種を行う主たる場所
村田昌彦	県内全域	金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会 松原病院
虎谷達洋	〃	金沢市藤江北4丁目342 とらたに整形外科
水島伊知郎	〃	金沢市赤土町ニ13-6 社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院
赤松洋光	〃	〃
齋藤寛晃	〃	〃
柘植俊介	〃	〃
森杏里	〃	〃
森誠	〃	〃
有馬佑	〃	〃
若林慶子	〃	〃
川尻良太	〃	加賀市小菅波町121番地1 加賀こころの病院
南昌秀	〃	小松市符津町ツ23番地 株式会社小松製作所本社健康増進センタ 粟津健康管理室コマツクリニック
塚谷才明	〃	野々市市蓮花寺町47街区1番 耳鼻咽喉科つかたにクリニック

令和5年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和5年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

令和6年2月5日（月）午後1時から午後4時30分まで

2 試験会場

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

3 受験願書の配布期間

令和5年11月13日（月）から同年12月11日（月）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

4 出願に関する書類の受付期間

令和5年11月27日（月）から同年12月11日（月）まで（郵送の場合は、簡易書留とし、受付期間内の消印があるものを受け付ける。）

5 出願に関する書類の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者
最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課

(2) 金沢市内及び県外に居住する者
石川県健康福祉部薬事衛生課

6 その他

試験実施案内等の請求、詳細な点についての問合せ等は、最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和5年10月30日から同年11月29日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	本郷地区	県営土地改良事業 変更計画書の写し	輪島市門前総合支所地域整備課

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (基準点測量)	令和5年9月11日から 令和6年1月28日まで	鳳珠郡能登町

都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
羽咋都市計画道路事業 3・5・2号 南通り線	石川 県	七尾市本府中町ソ27番9 中能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 羽咋市川原町テ及び旭町ア地内 (2) 使用の部分 なし

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年10月27日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名
ベル式429型ヘリコプター耐空証明更新整備
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和6年3月22日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の規定による事業の許可及びベル式429型機について同法第9条第1項の規定による修理方法の認可を受けている者であること。
- (5) 当該整備の仕様書の内容の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年11月7日（火）までに4(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札説明書等の交付等

- (1) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2275）
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付

5 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和5年11月8日（水）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和5年11月9日（木）午後2時（入札後、即時開札とする。）

石川県警察本部庁舎4階 401会議室

※入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札に関する注意事項

- 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

10 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

11 契約書作成の要否

要

12 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党辰口支部	善田善彦	代表者	善田善彦	居村清二	令和4年12月10日
自由民主党石川県加賀市第二支部	室谷弘幸	主たる事務所 の所在地	加賀市大聖寺東町 3-2-2 Nビル303 室谷ひろゆき事務所	加賀市山代温泉14の 67-208	令和5年9月25日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
修友会	石坂修一	主たる事務所 の所在地	金沢市小豆沢町ハ 44	金沢市駅西本町2- 11-42 MKビル	令和5年9月8日
室谷ひろゆき後援会	室谷弘幸	主たる事務所 の所在地	加賀市大聖寺東町 3-2-2 Nビル303 室谷ひろゆき事務所	加賀市山代温泉14の 67-208	令和5年9月25日

FIGHT加賀	室谷弘幸	主たる事務所 の所在地	加賀市大聖寺東町 3-2-2 Nビル 303 室谷ひろ ゆき事務所	加賀市山代温泉14の 67-208	令和5年9月25日
守田幸則後援会	藤本明彦	代表者	藤本明彦	中村辰生	令和5年1月17日

石川県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県羽咋郡北部第一支部	石田忠夫	令和5年8月31日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
米田かずか後援会	北川利一	令和5年8月31日

石川県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月27日

石川県選挙管理委員会

届出事項の届出 をした者の氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石坂修一	修友会	主たる事務所 の所在地	金沢市小豆沢町ハ44	金沢市駅西本町2-11 -42 MKビル	令和5年9月8日